

は じ め に

国民健康保険は、全ての国民が安心して医療を受けることができるための「国民皆保険」の基礎となる制度であり、本県においても、県人口の約5分の1の方を被保険者とするなど、地域住民の健康の保持増進、地域医療の確保に大きく貢献し、福祉の向上に重要な役割を果たしてきたところです。

しかしながら、市町村が保険者として運営及び業務を担ってきた国民健康保険は、他の医療保険に比べ年齢の高い方や所得の低い方の加入割合が高いという構造的な問題に加え、超高齢社会の到来や医療技術の高度化等に伴う医療費の増加等の要因も重なり、厳しい事業運営を余儀なくされている状況にあります。

こうした中、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度からは、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、一方、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税(料)率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担ってきたところです。

新たな制度が始まって約2年、特に大きな問題もなく経過したところと認識していますが、今後、佐賀県における国民健康保険の安定的な運営を確保し、将来にわたって「国民皆保険」を堅持していくためには、県と市町が協力して国民健康保険の運営に当たり、効率的な事業の実施や国民健康保険税の収納率の向上等に努めるとともに、予防・健康づくりや適切な医療の確保といった各種保健事業の推進により医療費の適正化につながるような取組を一層進めることが重要です。

県としましては、国民健康保険の共同運営者としての役割とともに、市町及び国民健康保険組合に対する指導・助言を適切に行うことで、国民健康保険事業の円滑かつ健全な運営を図っていきたいと考えています。

この「国民健康保険事業状況報告書」は、各保険者から報告された平成30年度の国民健康保険事業状況報告書等を取りまとめたものです。

皆さまにおかれましては、本書を、国民健康保険事業運営の基礎資料として、御活用いただければ幸いです。

令和2年3月

佐賀県健康福祉部

国民健康保険課長 江 島 秀 臣